

令和3年度第1回空家等対策協議会
令和3年12月17日（金）

府中市の来年度に向けた 取組について



府中市 建設部 都市デザイン課

目次

1

住生活基本計画の策定
について

3

行政代執行・略式
代執行について

2

ランドバンク事業
について

4

法的措置後の課題に
ついて



1、住生活基本計画の策定について

～概要～

住生活基本計画とは？

住宅政策全般を対象とするマスタープラン。
府中市の自然、歴史、文化等の特性に応じた住生活を巡る課題を設定し、施策の方向性を提示した計画。

国の計画は？

少子高齢化・人口減少問題、気候変動の問題、空き家等の住宅ストックの問題、日常生活が激変したコロナ渦による住まい方変化、DXの活用、災害対策など

国が住生活基本計画（全国計画）を見直したことを合わせ、府中市版の住生活基本計画の策定を進めて行く。

1、住生活基本計画の策定について ～府中市版の住生活基本計画～

居住者の視点

- (1) **子育て**世帯の支援
- (2) **高齢者**の自立支援
- (3) **住宅確保要配慮者**の支援

地域・まちづくり の視点

- (1) **災害**に強い居住空間
- (2) **地域共生社会**づくり
- (3) **持続可能で潤い**のある住宅地の形成

ストックの視点

- (1) **良質な住宅ストック**
- (2) **ストック市場が循環**するシステムの構築
- (3) **既存住宅ストック**のリフォーム・リノベーションや建替の推進
- (4) **空き家対策**
- (5) **住生活産業の発展**

新しい生活様式

- **新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響**
 - ・ 住まい選びのポイントの変化
 - ・ ワークライフバランスの変化
 - ・ 地方移住への関心の変化



1、住生活基本計画の策定について ～策定にあたって～

住宅施策のこれまで

居住支援セミナーや
空き家活用セミナー
などを行ってきた。

まちづくりのこれまで

i-coreFUCHUの整備や
グランドデザインの
策定を行ってきた。



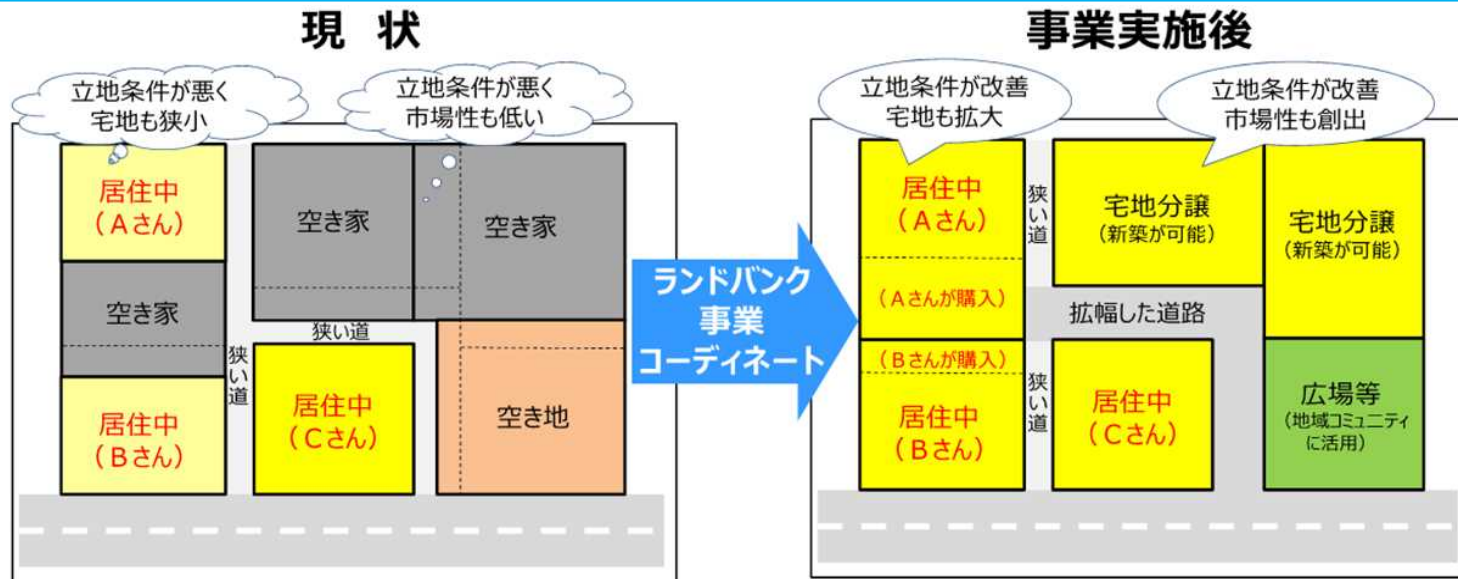
1、住生活基本計画の策定について

～今後の取組～

このような取り組みも取り込んで豊かなライフスタイルの構築やコミュニティの維持向上を図り、**安全で安心して暮らし続けられるまちづくり**を目指していく。



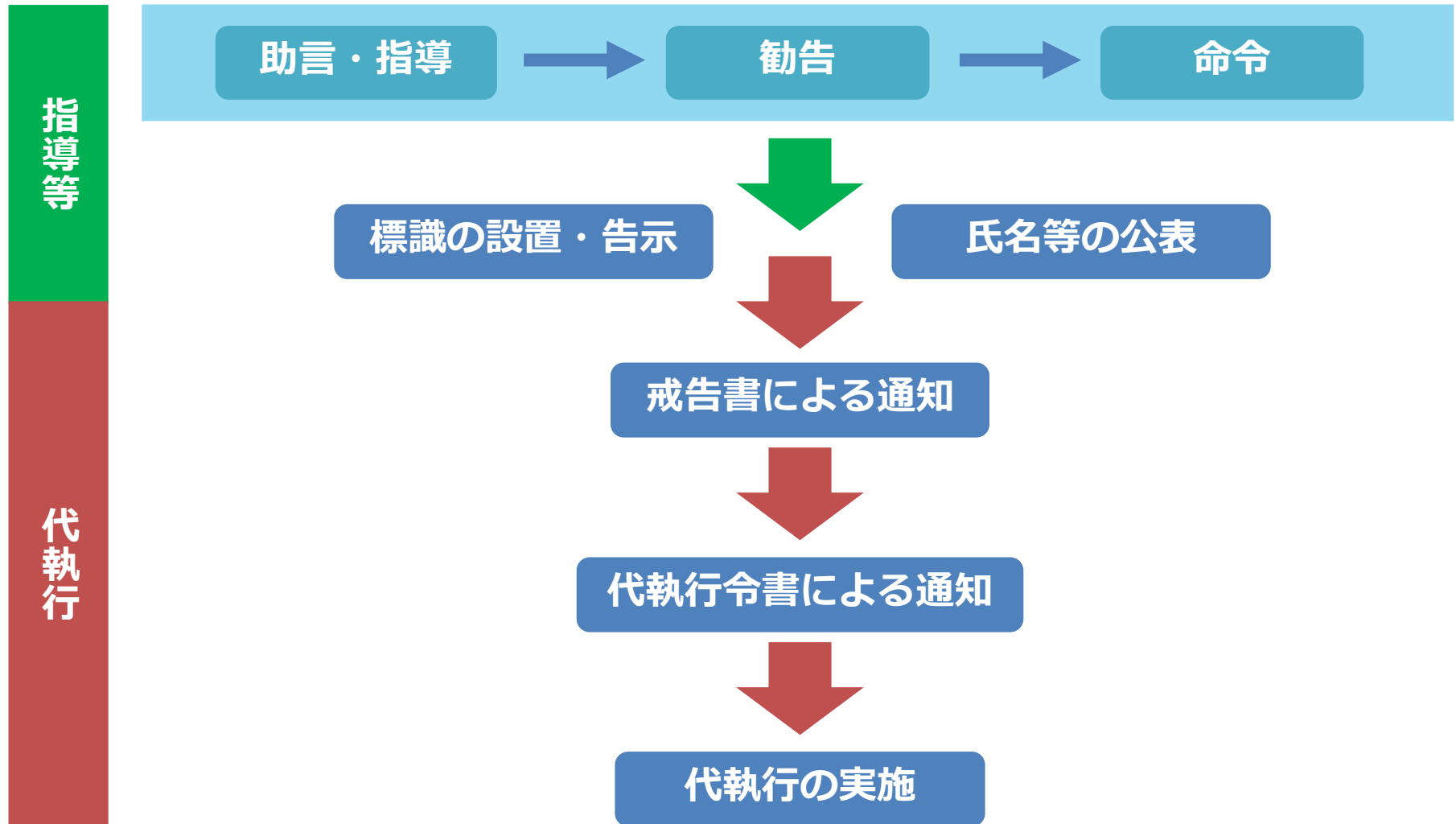
2、ランドバンク事業について ～小規模連鎖型区画整理事業～



住宅の密集する既成市街地に点在する狭小宅地や空き地等の未利用ストック
→前面道路や隣接地を含めた整備や隣接者との土地の売買をコーディネート

接道状況や土地形状の改善を図ることで、市場性のあるストックを
生み出し、**中心市街地の再生・更新**を図る！

3、行政代執行・略式代執行について ～流れ～



3、行政代執行・略式代執行について

～根拠法令～

空家特措法（第14条9項）

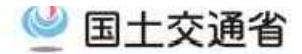
→市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、**行政代執行法**（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

行政代執行法（第2条）

→法律により直接命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公共に反すると認められるときは、当該行政庁は、自らのなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

3、行政代執行・略式代執行について ～事例～

空き家対策総合支援事業【除却】の事例 富山県立山町



小学校の隣に位置する空き家の一部(蔵、樹木)について、防災・防犯上危険であり、地区の住環を改善し、児童の安全を確保するため、行政代執行を実施した。
なお、除却後の跡地については、母屋を残し更地となっている。

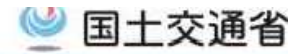


除却前

除却後

3、行政代執行・略式代執行について ～事例～

空き家対策総合支援事業【除却】の事例 山口県萩市



相続放棄により所有者が不存在となっていた特定空家等について、建物の建材の落下や飛散により周囲の住環境への危険や倒壊等の危険性が切迫していたため、市が空家法第14条第10項の規定に基づき略式代執行を実施した。

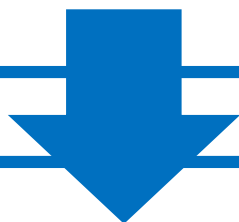


除却前

除却後

4、法的措置後の課題について

行政代執行・略式代執行については、事例も増え、実施も行いやすくなりつつある。



しかし、、、
その後の**跡地活用**や**まちづくり**についての課題あり。
Ex.)除却後の跡地活用、コンパクトシティ化等

空き家の適正管理だけでなく、**府中市のまちづくり**についても関係してくるため、検討の必要がある。
→まちづくりも考慮しつつ、空き家対策を進めていく。